

民主党栃木県総支部連合会及び民主党・無所属クラブの2016（平成28）年度

県当初予算及び政策推進に関する要望書に対する回答

平成28年2月5日

本県では、平成25年3月に策定した「財政健全化取組方針」に基づき、収支均衡予算の継続と財政調整的基金の涵養を目標として、財政健全化に取り組んでいる。

平成28年度は、法人事業税、個人県民税、地方消費税の増収等により、県税収入が増加する一方、地方譲与税、地方交付税及び臨時財政対策債は減少する見込みである。

こうした中、取組方針に基づく最後の予算編成となる平成28年度当初予算では、収支均衡予算の編成を基本としつつ、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」及び「とちぎ創生15戦略」に掲げる施策を積極的に推進するほか、平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえた防災・安全対策など当面する県政の重要課題にも的確に対応することとした。

○ 重点的に取り組むもの

「とちぎ元気発信プラン」及び「とちぎ創生15^{いちご}戦略」の積極的な推進

- 1 次代を拓く人づくり戦略
- 2 強みを生かす成長戦略
- 3 暮らし安心健康戦略
- 4 快適実感安全戦略
- 5 誇れる地域づくり戦略
- 6 とちぎ元気発信プランの推進に向けて

要望事項に対する回答は、次のとおりである。

要 望 事 項	回 答
<p><各部局への具体的な要望事項></p> <p>1 ブランド力強化と発信力強化について</p> <p>新年度は「とちぎ元気発信プラン（仮称）」始動の年であり、すでに策定されている「とちぎ創生15戦略」と併せ、本県の獨創性を活かした“地方創生”の取り組みを本格的に推進することが期待される。とりわけ、あらゆる産業の活性化や人口減少対策を推進するに当たっては、ここ数年、本県も相当の力を入れて取り組んできたブランド力向上と発信力の強化が、さらに重要性を帯びてきたところである。</p> <p>そこで、本県の更なる魅力度アップに向けて、県政の多くの部局・政策分野に跨る対応やメディアへの情報発信等、引き続きタイムリーな対策が講じられるように、戦略性と計画性をもって「とちぎブランド推進本部」の更なる機能強化を図り、同時に対外的にも県民・企業・市町など、多様な主体と連携・協働を図ること。</p> <p>また「元気発信プラン」第2次素案では、ブランド推進の基本方向とともに、当会派がその必要性を訴え続けてきた、統一的なコンセプト『ベリー グッド ローカル とちぎ』も示された。今後、この統一的コンセプトに基づき、総合的なプロモーションを推進するために、民間ノウハウや多様なメディアの活用、更には県民生活部広報課との役割分担の再検討なども含め、ブランド推進に関わる専任職員の配置やセクションの新設あるいは再編等も視野に、より一層の施策展開を図ること。</p>	<p>「とちぎブランド」の確立に向け、「とちぎ元気発信プラン」に「とちぎブランド・デザイン」を位置付け、新たなキャッチフレーズ「ベリー グッド ローカル とちぎ」により統一感を持った情報発信を行うとともに、総合政策課内に「とちぎブランド戦略室」を新たに設置し、市町や企業等とも連携を図りながら、オールとちぎで戦略的な取組を展開していく。</p> <p>また、複数年にわたり取り組む「とちぎブランド取組方針」を策定し、民間のノウハウも活かしながら、本県の魅力・実力を県内外に統一感を持って効果的に発信していく。</p> <p>○とちぎブランド・デザイン事業費 30,350</p>

要 望 事 項	回 答
<p>2 「首都圏2016年問題」への取り組みについて</p> <p>東京オリンピック・パラリンピックに向けて東京都内や首都圏各地の劇場やコンサートホールなど大型施設の建て替えや大規模改修が相次いでいる。</p> <p>国立競技場新設に伴い建て替えとなる日本青年館をはじめ、区総合庁舎建設に合わせて改築となる渋谷公会堂や老朽化と再開発による中野サンプラザの建て替えなど、本年は閉館・休館のピークを迎える。</p> <p>それに伴い、都内等において音楽・劇場などの各種イベントを行うための会場不足が指摘されていることから、本県の認知度アップを図るための取り組みの一環として、こうした機会を捉えたイベントの開催誘致、その後の継続的な開催に向けた招請に努力されたい。</p> <p>3 地方創生に向けた協働事業の推進について</p> <p>地域住民自らがまちづくりに取り組む姿勢のもと、地域の課題解決に自主的に参画する機運の醸成が地方創生に向けて更に重要となっている。</p> <p>そうした中、県が制度改正を経ながら実施してきた「わがまち協働推進事業」は一定の成果を果たしてきたが、2015年度をもって最終年度としている。</p> <p>今後は国の地方創生関連事業を活用するとともに、住民や市町村における地方創生に向けた取り組みがより効果的に行われるよう現行制度を見直し、最低限今年度同様の予算額を確保した上で実施するよう要望する。</p>	<p>演劇やコンサートの開催が可能な県内の施設における大規模な集客イベントの開催情報について、ホームページ等を通じて、県内外に発信するなど様々な機会を捉えて本県の認知度向上につなげていく。</p> <p>地方創生の実現に向けては、地域住民が主体となって、地域の特色を活かしながら「まち」づくりに取り組むことが必要であることから、これまでの事業の見直しを図りながら、引き続き、地域づくり団体が取り組む事業を支援していく。</p> <p>なお、複数の市町に跨がる広域的な事業については、補助限度額を引き上げることとした。</p> <p>○わがまち未来創造事業費 100,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>4 財政の健全化について</p> <p>本県財政の健全化については、財政健全化取組方針に基づき今日まで取り組まれているところである。また、県議会においても、新年度予算編成が円滑に行えるよう、昨年12月、「地方税財源の充実・強化を求める意見書」を採択した。</p> <p>一方、2016年度の地方財政対策においては、歳出削減を中心とした地方財政健全化の圧力が強い中、一般財源総額を増額したことは地方自治体にとっては好材料と言える。しかし、社会保障費については、多くの自治体の実感している、自然増分としての1兆円増額加算が必要とされている中で、社会保障の充実分等の事業費（公費負担）は1兆7,232億円で、前年度よりも178億円の増額にとどまっており、急増する社会保障のニーズに十分対応できるのか疑問である。</p> <p>本県では総合スポーツゾーン整備の本格化に伴い関連予算の増加が見込まれており、また、新年度策定予定の公共施設等総合管理計画との関連でも今後多額の予算が必要になるものと想定される。よって、宇都宮市及び芳賀町が進めているLRT整備事業には慎重な対応が望まれる。今後とも本県財政の健全化に向けた取り組みを堅持されたい。</p>	<p>「財政健全化取組方針」に基づく最後の予算編成となる平成28年度当初予算は「収支均衡予算の継続」を達成できる見込みであるが、「取組方針」の期間終了後についても、大規模建設事業等の新たな行政需要への対応等により、引き続き財源不足が見込まれることから、財政健全化に継続的に取り組む必要がある。</p> <p>このため、現在策定中の「栃木県行財政改革大綱（第6期）」において、「自律的な行財政基盤の確立」を目標の一つに掲げ、引き続き行政コストの削減や歳入の確保等に取り組むとともに、新たな行政需要に的確に対応していくため、より中期的な視点に立ち、財政調整的基金の涵養と活用を図りながら、将来にわたり持続可能な財政運営を目指していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>5 ふるさと納税制度の利用促進について</p> <p>ふるさと納税制度については昨年より税額控除の限度額が2倍に引き上げられ、寄附先が5自治体までの場合確定申告が不要となるなど制度の拡充が行われた。その結果、2015年4月から9月までの期間において宮崎県都城市では101,792件1,332,936千円、次いで山形県天童市では74,245件1,222,239千円、長崎県平戸市では22,345件943,752千円となり、何れの自治体でも寄附者に対し地元農産物や伝統工芸品などの返礼品を送付し、単なる税込確保に止まらず納税制度を通じた地元生産品及び観光誘客におけるリピーター作りに努めているとのことである。</p> <p>県内では大田原市の1,258件83,390千円、那須町の1,168件47,090千円が上位となり、半年間での本県全体は9,156件266,228千円であり、その内県に対する寄附は38件3,383千円である。</p> <p>とちぎの認知度アップの一環としての取り組みを兼ね、今後本県で予定される大規模集客イベントの周知を含め、県産品や観光施設利用券、県内周遊旅行券等特典の充実を図るとともに、更なる税込確保に努めること。</p> <p>6 独自規制の早期見直しについて</p> <p>今年度、県においては法令等に基づく規制に県がさらに上乗せ規制を行っているものや、本県が条例や規則等によって独自に規制しているものなどについて、他県の状況や関係団体の意見聴取などを行いながら総合的な検討を進めている。</p> <p>そこで、これまでの検討状況を明らかにするとともに、産業活性化・県民の利便性向上の観点から、対応可能なものから早期に実施すること。</p>	<p>県では、栃木県を応援したいという寄附者の想いを大切に受け止め、寄附者に対し、礼状に加えて寄附金の活用状況を記した「ふるさと“とちぎ”応援だより」や「本物の出会い 栃木パスポート」を送付している。また、これまでも取扱金融機関の拡大に努め、寄附しやすい環境づくりを促進することで、更なる税込確保を図っている。</p> <p>今後とも、制度の趣旨を踏まえつつ、「とちぎの百様」の資料等を送付すること等により本県の魅力について情報発信するとともに、寄附が有効に活用されていることを分かりやすくPRすることにより、多くの方に応援していただけるよう、ふるさと納税制度の更なる活用促進を図っていく。</p> <p>独自規制の見直しについては、約1,000項目の規制等について、他県の状況を確認し、約100の関係団体や行政改革推進委員会の意見を聞きながら、総合的な検討を進めてきた。</p> <p>現在、検討結果を取りまとめており、今後、速やかに公表し、規制等の廃止や緩和、簡略化などの見直しを順次実施していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>7 消費者行政の活性化について</p> <p>2014年度に実施した県政世論調査によると、「食」に関する不安の第一位は「食品添加物」59.5%、続いて「残留農薬」の50.3%、「輸入食品」44.1%となっている。食品事故やインターネットなどによる情報の氾濫から「見えないもの」への不安が挙げられている。</p> <p>そうした不安に対する科学的知見や正しい知識の習得機会の継続的取り組みが必要である。については、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づく基本計画に掲げる県民とのリスクコミュニケーションの機会提供に努めることが重要であり、食品安全セミナー等については継続的に実施すること。</p> <p>また、県内での特殊詐欺については取り締まりの強化など関係機関の取り組みにより認知件数の減少など成果が顕著ではあるものの、今なお被害が少ない中、消費者被害の未然防止・特殊詐欺撲滅に向けた啓発活動と対策の強化を図られたい。そのための教育現場における「消費者教育の推進」や、相談窓口となる消費生活センターの専門性向上を図るため、相談員の資質向上に努めるほか、経験豊富な相談員の安定的な雇用に向け取り組まれたい。</p> <p>さらに、消費者全体の利益擁護に関し差止請求権を適切に行使することが可能となる「適格消費者団体」の認定を受けようとする団体への支援に努めること。</p>	<p>食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進については、消費者団体や保育所、幼稚園、学校等との協働により、「とちぎ食品安全フォーラム」や「食品安全セミナー」等を開催するなど、引き続き、広く県民との意見交換と相互理解の推進に努めていく。</p> <p>また、市町や関係機関、団体等と連携して、ライフステージに応じた各種講座等を開催するなど、消費者被害の防止の強化に取り組むとともに、消費生活相談員の資質向上に向け各種研修を実施するなど、消費生活センターの機能強化を図っていく。</p> <p>さらに、適格消費者団体制度は、消費者全体の利益擁護に資するものであることから、認定を受けようとする団体に対して適切な情報を提供するなど支援に努めていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>8 関東・東北豪雨災害を受けての自然災害対応の見直しについて</p> <p>昨年9月に発生した台風18号に伴う関東・東北豪雨災害においては、本県も甚大な被害に見舞われた。50年に一度と評されたこの災害を通じて、これまでの災害対応や防災のあり方を検証する必要性が生じている。我が会派としては、被災県民や関係者の皆様からの意見や要望を受けて、発災直後に緊急要望を行ったところであるが、その後も県民の皆様から様々な意見・要望を受けており、改めて、次の項目について是非とも見直し・検討をされたい。</p> <p>(1) 台風による災害などは気象情報により、先を見越した防災対応が可能と考えられることから、「災害タイムライン」(事前防災行動計画)の導入を含め、被害の軽減を図るための実効性のある災害対策を検討すること。</p> <p>(2) 栃木県農漁業災害対策特別措置条例に基づく補助事業の実施について、その基準や運用を検証し、見直すべきものは見直すこと。</p> <p>(3) 栃木県被災者生活再建支援制度の基準並びに適用要件を見直すこと。特に、半壊や一部損壊、床下浸水等への対応を充実させること。</p> <p>(4) 避難所について、特に長期に渡る避難を強いられるケースにおいては、県と市町が協力するとともに、民間施設や旅館等との連携協力をすることで、避難者のプライバシー確保や生活支援に寄与すること。</p> <p>(5) 農地・農業用施設の災害復旧工事に当たっては、県と市町との連携を密にし、次期作付けに影響を及ぼさないよう、円滑な工事発注・施工について支援を行うこと。</p>	<p>災害発生時の被害軽減を図るため、気象情報をもとに発災前から必要となる対応について確認するなど、適切な対策に努めていく。</p> <p>また、市町において適切な避難勧告の発令等ができるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成を働きかけるとともに、災害タイムラインの活用についても研究していく。</p> <p>条例については、自然災害により様々な農業被害が多発する昨今の状況を踏まえ、昨年3月に改正し、適用品目に栽培きのご類を、助成対象に農業生産施設の撤去作業を追加するとともに、条例の適用基準を見直したところである。</p> <p>引き続き、農業被害の未然防止対策や、補償が拡充された園芸施設共済への加入促進とともに、条例に基づく補助制度の円滑な運用に努めていく。</p> <p>本制度は県、市長会、町村会、(公財)市町村振興協会の4者で協議の上、平成25年4月に創設したものである。</p> <p>平成26年5月には自然災害による住宅全壊又は大規模半壊1世帯の被害から適用できるよう要件を緩和したところであり、当面は制度の円滑な運用に努めていく。</p> <p>避難所については、プライバシーの確保や必要な物資の供給など、良好な生活環境が確保されるよう、市町への支援に努めていく。</p> <p>また、避難の長期化が見込まれる場合には、必要に応じ、旅館やホテル等を避難所として利用できるよう、市町や関係機関と連携を図っていく。</p> <p>次期作付けに向けて円滑な復旧が行われるよう、市町や土地改良区が実施する農地・農業用施設の災害復旧事業について、技術的支援等を行っていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>9 指定廃棄物最終処分場問題について</p> <p>福島第一原子力発電所事故に起因する指定廃棄物の最終処分場問題については、昨年12月に入り大きな動きが生じた。栃木県内では詳細調査候補地の提示を受けた塩谷町が環境省に対し、昨年9月の豪雨時に詳細調査候補地隣接の西荒川が氾濫、浸水し大きな被害を受けた事実を以って、不適地が明らかであるとして「返上」の申入れを行った。</p> <p>また、塩谷町に続き宮城県内の詳細調査候補地3カ所、加美町、大和町、栗原市も環境省に返上することを表明。千葉市も詳細調査受入れ拒否の姿勢を明らかにし、茨城県においては昨年末、知事が市町村の意向を踏まえ県内での分散保管による検討を環境省に要請・協議をしたと側聞する。最終処分場問題は各県何れも全く先行き不透明な状況に陥っている。福島原発事故発生後、放射性物質汚染対処特別措置法が施行されて既に4年が経過する中、一向に事業の進展が見られないことから、国は特措法及び各県処理の方針を見直す時期に来ていると考える。</p> <p>よって、本県においてもこれまでの処分場詳細調査候補地選定以降の状況に鑑み、特措法及び各県処理の方針見直しを国に働きかけること。</p>	<p>国は、各県処理の基本方針を変更しないと明言していることから、本県の指定廃棄物は、現行の方針に沿って処理することが現実的な解決策である。</p> <p>このため、国に対しては、引き続き地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努め、粘り強く働きかけることを強く求めていく。</p> <p>県としても、一時保管の現状を一日でも早く解消するため、必要な役割を果たしていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>10 未来につなぐエネルギー戦略の促進について</p> <p>本県は、全国に誇る豊かな日照時間を有することから、再生可能エネルギーにおける太陽光発電の導入が急激に進んでいる。このため、地域においては、農地をはじめゴルフ場や地域の広大な原野等における太陽光発電施設建設が盛んに行われたことにより、本県の土地利用における規制・誘導に大きな影響が出ている。</p> <p>このため、今後の再生可能エネルギーを推進するにあたって、太陽光発電における導入のためのガイドライン等を整備し、各地の適切な土地利用を促すとともに、特に都市計画等への影響を回避するよう適切な規制・誘導を図ること。</p> <p>一方、本県の再生可能エネルギーの可能性は、太陽光以外にも、小水力、温泉熱、地熱、木質バイオマス等さまざまな可能性を秘めている。こうしたことから、これまでも数々のモデル事業を実施し、本県の再生可能エネルギーの導入可能性を探ってきたと思われるが、特にその効果が実証できたものについては、更なる導入促進を図ること。</p> <p>このほか、関東・東北豪雨災害を教訓に、県及び市町の防災拠点における再生可能エネルギー等の導入についても積極的に整備促進すること。</p>	<p>太陽光発電施設建設に伴う土地利用については、森林法などの個別法令等に基づき、引き続き適切に対応していく。</p> <p>太陽光以外の再生可能エネルギーの更なる導入拡大については、設備導入に対する融資のほか、市町等が行う再生可能エネルギー導入検討への支援等に加え、地熱発電に対する理解促進のためのセミナーの開催等により、積極的に取り組んでいく。</p> <p>また、県及び市町の防災拠点における再生可能エネルギー等の導入整備についても、引き続き促進していく。</p> <p>○再生可能エネルギー導入促進事業費 1,701,858</p>

要 望 事 項	回 答
<p>11 森林・林業・木材産業の振興について</p> <p>「とちぎ創生15戦略」では、基本目標2においてとちぎへの新しいひとの流れをつくることを定めている。県が実施した「UIJターン意識調査」によれば、東京圏居住者の約33%が地方への移住を予定又は検討していると回答しており、本県においても既に、民家をリフォームし移住体験等を行っている施設が出現している。こうしたニーズは、今後、本戦略を推進していくためには、益々期待されるとともに、具体的なニーズでは古民家や空き家等をリフォームして居住するといった「田舎暮らし」に対する需要も十分に想定される。</p> <p>2010年度に導入され、度重なる事業内容の拡充を行ってきた「とちぎ材の家づくり支援事業」については、更なる地場産材の需要拡大と地元工務店等の景気浮揚等を図るため、その支援対象を改築やリフォーム等へも拡大し、こうした都会の方々の居住ニーズに応えることで、人口増と地域経済活性化を連携させる施策となり、極めて有効である。本県に移住してくる方々をとちぎ材で温かく迎えるため、本事業のこれまでの実績を踏まえ、早急に制度拡充に向けた対応を図られたい。</p> <p>また、夢の素材といわれるセルロースナノファイバー（CNF）の実用化に向けた研究開発が進んでいる。植物から作られるCNFは、環境負荷が少なく、鉄よりも軽くて強いといった、さまざまな特長を備え、幅広い分野で利用が見込まれている。森林資源の豊富な日本の企業にとって、原料調達が容易というメリットもある。2030年には関連市場が1兆円に達するとの予測もある中、製紙会社などが研究開発や用途開拓を加速している。こうした動きを捉え、本県の豊富な森林資源の利活用の方策として、調査研究を加速されたい。</p> <p>さらに、新国立競技場をはじめ、東京オリンピック・パラリンピックの開催等に伴い、建築ラッシュが予想され、木材需要が大幅に期待できる。新国立競技場については、木材を大量に使用することから、現在、全国各地より、材料調達の検討を行っていると聞いている。こうした状況を踏まえ、現在、地元森林関係団体や経営者有志が、「日光材」を中心とした「とちぎ材」の売り込みを希望している。是非とも、県は、こうした動きを捉え、地場産材の需要拡大に向けて、東京オリンピック・パラリンピック関連施設に地場産材である「とちぎ材」が使用</p>	<p>とちぎ材の利用促進のため、県産材を利用した新築住宅への助成を拡充するとともに、引き続き、より効果的な利用促進の手法について検討していく。</p> <p>また、新国立競技場をはじめとした施設整備にとちぎ材が積極的に採用されるよう、市町や林業関係団体等と緊密に連携し、国や関係機関へ働きかけていくとともに、セルロースナノファイバーなど新たな用途についても、情報収集などに努め、森林資源の積極的な活用を図っていく。</p> <p>○とちぎ材の家づくり支援事業費 147,932</p> <p>○次世代の森林創生実証事業費 15,000</p>

(単位：千円)

要 望 事 項	回 答
されるよう、県として積極的な支援を要望する。	○林業・木材産業体質強化事業費 2,084,000 ○森林整備加速化・林業再生基金事業費 370,813 ○とちぎの山業・羽ばたく人材フロンティア事業費 39,039

要 望 事 項	回 答
<p>12 野生鳥獣害対策について</p> <p>2014年度の野生鳥獣による農作物被害金額は約3億5,400万円に上り、対前年度比119.7%となり、うち獣類については過去最大となった。シカ、ハクビシンの被害が減少したものの、イノシシ・サル・クマによる被害が増加している。イノシシの捕獲目標を1万頭以上にするなど確実な個体数の増加防止に向け、効果のある対策が求められる。</p> <p>引き続き捕獲対策に従事する人材の確保育成や報奨金の増額、2015年度から取り組んでいる指定管理鳥獣捕獲事業の拡大に努め、「狩りgirls(ガールズ)」と言われる新たな人材開拓や捕獲従事者の「職業化」を図ること。</p> <p>また、ICTを活用するなど先進的な獣害防除技術の導入、県域を超えた広域的な連携・対策に努められたい。今後も地域住民を含めた多くの関係者の協力のもと、捕獲対策、防除対策、生息環境対策を適切に組み合わせた総合的な対策を推進する一方、捕獲鳥獣も有効な資源と捉え、ジビエ料理といった新たな地域の魅力創出に取り組まれたい。</p>	<p>狩猟者の確保・育成を図るため、スキルアップ講習会の開催や免許取得用テキストの無料配付等の支援を行うとともに、捕獲を事業として行う認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保にも取り組んでいく。</p> <p>また、イノシシの捕獲目標10,000頭を確実に達成できるような捕獲者への支援を強化するほか、関係団体と連携を図りながら、侵入防止柵の設置や鳥獣を寄せ付けない環境整備等を総合的に推進していく。</p> <p>捕獲した野生鳥獣肉の有効活用については、放射性物質の影響が低減する先を見据え、検討していく。</p> <p>○地域ぐるみの総合的な鳥獣対策促進事業費 181,366</p> <p>○鳥獣から農作物を守る対策事業費 135,809</p>

要 望 事 項	回 答
<p>13 県立がんセンターの経営形態の見直しにおける県の対応について</p> <p>県立がんセンターの経営形態の見直しについては、2013年の県立病院改革プラン評価委員会に報告された方針に基づき、今日まで地方独立行政法人化の方向で、多くの関係者を含めて様々な議論がなされたところであるが、今般、勤務職員の身分・処遇等についての詳細な方向性が示されたところである。</p> <p>しかし、地方独立行政法人化によって、本当に医師や医療従事者等がこれまで以上に確保できるのか、本県のがん医療をリードしてきた医療サービスが本当に更なる充実強化が図られるのか等の懸念がある。加えて、非公務員型の地方独立行政法人であっても政策的医療の継続は不可避と考えることから、引き続き県としての主体的かつ積極的な財政的関与を要望する。</p> <p>併せて、岡本台病院・とちぎリハビリテーションセンターの経営形態の見直しについても今後の方向性を早急に示すこと。</p>	<p>県立がんセンターについては、引き続き医師や医療従事者の確保を図りながら、県立病院として質の高いがん医療の提供に努めるとともに、県内におけるがん医療の向上・均てん化を推進することにより、県民の健康の確保及び増進に寄与できるよう、独法化後も所要の財政負担を行っていく。</p> <p>また、岡本台病院・とちぎリハビリテーションセンターについても、独法化に向けた課題を整理するなど、検討を行っていく。</p> <p>○(地独) 県立がんセンター負担金 2,404,769</p>

要 望 事 項	回 答
<p>14 介護保険制度改正及び介護報酬改定への対応について</p> <p>要支援者に対する介護予防訪問介護と介護予防通所介護サービスは、介護保険制度において保険給付として提供されてきたが、2014年6月の法改正により、2017年4月までに保険者である市・町が実施する「地域支援事業(新しい介護予防・日常生活支援総合事業)」へ移行される。</p> <p>保険給付から市町事業となると、移行の時期やサービス内容が自治体ごとに異なってくる。地域に利用者のニーズがありながらも、財政状況を理由にサービス水準が引き下げられる可能性があることから、現在の利用者の意向を確認して、財政上の理由から利用回数の一律な抑制を設けないよう、また、速やかに事業の移行が行われるよう支援すること。</p> <p>また、介護労働者が不足する中、安定的に人材を確保するためには、賃金の引き上げが必須である。今回、介護報酬が大幅に引き下げられたことから、デイサービスなどの介護事業者の撤退も目立っている。介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算等については、体制整備を行った上で届け出をしなければ加算請求ができないことから、介護事業者に対して加算等の手続きを促すなど、実効ある賃金アップが図られるよう支援されたい。</p>	<p>地域支援事業に移行する介護予防訪問介護と介護予防通所介護サービスについては、地域のニーズに応じたサービスが適切に提供されるよう、市町及び地域包括支援センターの職員を対象とした研修会等を開催するとともに、市町主管課長会議等において全国の先進事例の情報提供などを行っており、引き続き事業の円滑な移行が行われるよう市町を支援していく。</p> <p>介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算等については、介護職員の賃金改善につながるよう、今後とも事業者に対する加算の趣旨や算定手続などの周知に努めるとともに、実地指導においても適切に指導していく。</p> <p>○介護人材緊急確保対策事業費 60,312</p>

要 望 事 項	回 答
<p>15 障がい者差別解消の推進について</p> <p>栃木県障害者差別解消推進条例の4月施行に向けて準備が進められているが、県は率先して、県民一人ひとりにわかりやすいような具体的施策を示し、障害者差別解消法や条例が求める理念の実現に向け取り組んでいく必要がある。</p> <p>そのためには、障がい者に身近な地域での取り組みが重要であることから、市町における差別に関する相談窓口や苦情処理機関の設置を促していくなど、県と市町が協力して取り組むこと。</p> <p>併せて「合理的配慮」は障がい特性や状況によってそれぞれ異なるため、その基準を明確に示すとともに、障がい者を取り巻く教育現場や福祉施設など、実際の生活の中でどのように実行していくのかを示す指針を早急に定めること。</p>	<p>今通常会議に上程を予定している「栃木県障害者差別解消推進条例（仮称）」に基づき、相談体制の整備や普及啓発などに取り組むとともに、市町と連携・協力し、市町における相談窓口の整備や法に基づく差別解消支援地域協議会の設置を促進していく。</p> <p>また、県民や事業者が合理的配慮等について適切に対応できるよう、基本的な考え方や具体例を示す指針の早期策定に努めていく。</p> <p>○障害者差別解消推進事業費 8,436</p>

要 望 事 項	回 答
<p>16 子どもの貧困対策について</p> <p>(1) 厚生労働省による2013年国民生活基礎調査では、2012年における子どもの貧困率は16.3%、ひとり親世帯での相対的貧困率は54.6%にもなることから、子どもを取り巻く環境において貧困が大きく影を落としている。</p> <p>昨年度末に策定された「とちぎ子ども・子育て支援プラン」では、援護を必要とする子育て家庭等への支援を図るべく子どもの貧困対策推進が盛り込まれ、学校を拠点（プラットホーム）とした総合的な対策の展開が挙げられている。</p> <p>については、学校を窓口として、速やかに貧困家庭の子どもたち等を生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、早急にスクールソーシャルワーカーの配置を進めるとともに、家庭訪問支援（アウトリーチ）を行う家庭相談員の増員を図り、より子どもや家庭に寄り添った支援の充実に努められたい。</p>	<p>スクールソーシャルワーカーについては、現在、各教育事務所に計10名を配置し、学校とも連携しながら、福祉的支援が必要な児童生徒について、関係機関とともに支援体制づくりに取り組んでおり、今後、家庭の状況に応じて時間外にも対応できるよう活用の拡大を図っていく。</p> <p>また、市町の配置する家庭相談員とも適切に連携していく。</p> <p>○学校生活適応支援事業費 262,182</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(2) 2015年度から教育委員会による学校支援活動として実施された「地域未来塾」は、中学生を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力により無料で学習支援を行っている。学習が遅れがちな中学生に対する学習習慣の確立と基礎学力の定着を図ることを目的としている。生徒全員を対象とすることで要保護等に近い経済状況にある家庭の生徒や、様々な事情で申請できない家庭の生徒も対象とするとともに、ことさら貧困対象を明確にしないなど、子どもの心理状態への配慮もされている。</p> <p>今年度同事業は鹿沼市・小山市にて実施され、鹿沼市は延べ219名が参加し、小山市では生活困窮者自立支援事業における学習支援事業の位置付けにもなっている。</p> <p>子どもの学力向上は高等学校進学率の改善につながり、貧困の連鎖を解消するためにも重要であることから、今後このような取り組みをもとに、学習支援を実施する市町の拡大に向け支援を図られたい。</p> <p>(3) 昨年9月中間期会派要望で取り上げた要支援児童放課後応援事業は、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることのないよう、親以外の安心できる大人とのふれあいや、当たり前の家庭生活を体験する新たな社会的養護対策である。将来的な虐待の世代間連鎖の防止に資するための支援事業であり、現在モデル事業として3市3箇所で開催しているが、更なる実施箇所の増設支援に取り組まれない。</p>	<p>「地域未来塾」については、平成27年度から、市町教育委員会と連携し、経済的な理由や家庭の事情などにより学習が遅れがちな中学生を対象に、放課後の教室などでの学習支援をモデル的に実施している。</p> <p>今後、モデル事業の成果を各市町に普及・啓発し、より多くの市町で学習支援が実施されるよう支援していく。</p> <p>現在、3市でモデル事業として実施している「要支援児童放課後応援事業」は、将来的な虐待の世代間連鎖の防止につながるよう、要支援児童に対し、一般的な生活習慣や社会的スキルを習得させるための支援等を行っている。</p> <p>平成28年度は、3か年のモデル事業の最終年度であることから、事業の効果や改善点の検証を行うとともに、今後の事業のあり方等について検討を行い、市町における円滑な事業の実施につなげていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>17 生活困窮者支援について</p> <p>生活困窮者自立支援事業の中の任意事業である一時生活支援事業に関し、2015年度県内にて実施した自治体は皆無である。全国では2015年度で172自治体(19%)が取り組まれ、2016年度における意向調査では230自治体(26%)が実施を予定している。同事業は住居がない、ネットカフェ等を転々とするなど不安定な居住形態にある方に、一定期間宿泊場所や衣食を提供するものである。</p> <p>ホームレス状態に置かれている場合、生活保護開始決定まであるいは就労による自立に至るまでの間、衣食住の確保支援が必要とされる。一時的に居住できる場所があれば、ジョブモールやサポステなどの機関で相談・支援を受けることにより生活保護に至らず、再出発への支援を図ることができる。</p> <p>また、若年者の中には家族関係の崩壊から血縁的にも社会的にも孤立し、緊急な保護を必要とするケースが増えており、ポラリスへの相談では高校を中退後、親子関係の軋轢から家出後行方が分からなくなってしまふ事例なども扱われているとのことである。家庭で居場所のなくなった未成年は生活困窮者となり、友人宅等転々とする生活へと至り、一時的にでも短期入所できる施設があれば未成年者の社会漂流を防ぐことができる。</p> <p>これまでNPOや市民の善意で衣食住の提供を支援してきたところではあるが、この一時生活支援事業が行われ、住まいが確保できればこれまで以上に各相談・支援機関が利用されることになり、自立への道を拓げていくことが期待できることから是非とも県内での積極的な取り組みがなされるよう努力されたい。</p>	<p>住居のない生活困窮者に、一定期間、宿泊場所や食事等を提供する一時生活支援事業については、毎年実施する国のホームレス調査の結果を事業主体である各市と情報共有するとともに、生活困窮者の相談内容等を見極めながら、取組の必要性について検討していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>18 DV被害者支援事業に係る民間団体への運営費補助について</p> <p>DV被害や性暴力被害などへの対応に関し、とちぎ男女共同参画センターと連携しながら一時保護等で多くの女性たちを支援し、女性と子どもの自立に力を尽くしてきている民間団体がある。中には20年間の実績を持つ民間団体もあり、全国的にも注目され他県からの視察や相談機関の研修も担っている。</p> <p>同団体の昨年度実績は電話相談879件、来所相談250件、訪問支援72件に上り、今年度は「DV被害者等自立生活支援事業」を委託されている。とちぎ男女共同参画センターやシェルターを退所後、民間団体だからこそできる「切れ目のない、息の長い支援」を行っている。</p> <p>配偶者からのDV被害に前後し、子どもからの暴力や引きこもりが始まるケースなど様々な相談が持ち込まれ、家族全体の見守り支援が必要となるケースが増加している。地域で自立するには長期的な支援が必要である一方、活動を継続していく上での運営費の確保が課題となっている。</p> <p>DV被害者支援事業の実施に当たっては、民間団体の存在が欠かせないものであることから、県独自による団体運営費補助事業の創設を要望する。</p>	<p>今年度実施している「DV被害者等自立生活支援事業」の成果と課題を踏まえ、一時保護所を退所後の被害者等に対する精神面のケアや生活面のサポート等を行うとともに、新たに地域での生活を支える人材の育成などに民間団体と連携して取り組むこととしており、今後とも、市町や関係機関とも連携しながら、民間団体との協働による被害者支援の充実に取り組んでいく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>19 病児・病後児保育施設の充実について</p> <p>「とちぎ子ども・子育て支援プラン」により「子育てと仕事の両立」への一層の支援に向け、待機児童解消など各種施策の取り組みが行われている中、病気の子どもの保育に対応する「病児・病後児保育施設」の拡充が不可欠である。</p> <p>病児・病後児保育事業には病気の回復期に至っていない「病児型」、回復期の「病後児型」、保育所などで具合が悪くなった子どもを預かる「体調不良児型」などがある中、県内では2015年度より済生会宇都宮病院に設置された「病児保育施設」をはじめ19市町に55施設が設置されている。設置に際しては、保育士・看護師等の手厚い配置が求められることや利用者数の変動もあり、施設の採算性が課題となっている。</p> <p>このような課題がある中、「とちぎ創生15戦略」に掲げる「とちぎで結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる」の基本目標を達成するためにも、国の施策を活用しながら、病児・病後児保育施設の拡充を図られたい。</p>	<p>病児・病後児保育については、国の「子ども・子育て支援交付金」において、質の向上を目的とした新たな加算制度が設けられるなど、施設運営に対する支援の充実が図られたところである。</p> <p>引き続き、事業主体である市町と十分に連携しながら、病児・病後児保育施設等の充実を図っていく。</p> <p>○安心こども特別対策事業費 3,528,341</p> <p>○保育士・保育所支援センター設置運営事業費 6,020</p> <p>○保育人材確保推進事業費 890,635</p>

要 望 事 項	回 答
<p>20 とちぎの活力向上に向けた産業振興について</p> <p>(1) 「栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」が、昨年12月に施行され、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することとなった。</p> <p>その中の県の責務として、工事の発注や物品及び役務の調達等に当たり、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとあることから、率先して取り組むとともに、中小企業等における人材の育成や技術の確保について実効性のある具体的な施策を講じられたい。</p>	<p>官公需については、県ホームページにおける情報提供や県との随意契約が可能となるレッツBuyとちぎ認定商品の購入促進、市町や関係機関等への取組要請などにより、今後とも、中小・小規模企業の受注機会の拡大を図っていく。</p> <p>人材の育成については、定着率向上を目的とした研修等に取り組んでいるほか、産業技術専門校において、中小企業の在職者を対象として、仕事に必要な専門知識の習得や技能の向上、各種資格取得を目的とした講習を実施している。今後とも企業ニーズを反映した講習の実施に努めていく。</p> <p>○地域中核企業サポート事業費 7,791</p> <p>○とちぎ地域企業応援パッケージ事業費 5,069</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(2) 中小企業に対する県の制度融資の実績は、2015年11月現在、2270件147億円余と、昨年同期比の件数では87.4%、融資総額では90.5%と減少し、落ち着きを見せている。</p> <p>一方、中小企業庁による、ものづくり・商業・サービス革新事業補助金の利用については、296件（シェア2.25%）、小規模事業者の持続化補助金に関しては、701件（同2.08%）と、いずれも県内企業数全国比1.7%を上回っている。</p> <p>しかしながら各補助金の利用申請数に対する県内の採択率は（ものづくり43.5%、持続化55.8%）である。ものづくり県として、国に対し、補助金予算額の増大を要望すると同時に、引き続き、周知の徹底を図り利用の促進に努められたい。</p> <p>(3) 事業後継者の不在等の理由により事業承継を希望する経営者への支援を行う「栃木県事業引継ぎ支援センター」については、相談件数も開業から1年で158件と順調な滑り出しを見せている。県内中小企業の代表者の平均年齢が59.2歳、引退年齢は概ね70歳と言われており、今後益々、需要があると思われるので、更なる周知を図り、利用促進に努められたい。</p> <p>(4) 群馬県では「産業競争力強化法」で努力義務とされている「創業支援事業計画」をすでに全市町村が策定し、創業支援に関するワンストップの相談窓口の設置や、セミナーの開催などを、商工会議所等の民間の創業支援事業者と連携して実施することとしている。「とちぎ創生15戦略」では、栃木県内の2013年の開業率は、4.6%（全国平均4.8%）であり、2018年には5.7%へと押し上げる計画となっている。創業支援事業計画の策定を各自治体に促し、開業率を上げるよう努められたい。</p>	<p>国に対し、支援制度の維持・充実に要望していくとともに、県、商工団体、金融機関等を構成員とする「経済対策活用促進ネットワーク」等により、支援制度の十分な周知を図るほか、説明会・個別相談会の開催、申請書類作成支援等によりその活用を促進していく。</p> <p>事業承継については、地域経済の持続的発展にとって重要であることから、引き続き、事業引継ぎ支援センターと連携しながら事業承継の普及啓発とセンターの周知・利用促進を図っていく。</p> <p>本県においては、市町に対し、これまで創業支援事業計画制度の概要や他自治体の取組動向等に関する説明会の開催等に取り組み、現在、25市町のうち16市町が計画を策定（64%：関東経産局管内11都県中第3位）したところであるが、引き続き計画未策定の市町に対し、策定に向けた相談等の支援を行い、県が実施する起業家育成事業などの施策とあいまって、県内での創業の促進に取り組んでいく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>21 観光政策の推進と「とちまるショップ」のあり方について</p> <p>本県が更なる魅力度アップを図るためには、観光政策の推進は大変重要ものとなる。これまでも県内の周遊性・滞在性の向上や近隣県に跨る広域連携、さらにはインバウンド等々、様々な今日的対策が講じられてきた。今後も新年度に向け策定中の次期観光振興計画である「とちぎ観光立県戦略（仮称）」に基づき課題を克服すると同時に、新たなアイデアも駆使しながら、本県の魅力や強みをさらに結集し、国内外からの着実な誘客促進策が展開されることを期待している。</p> <p>そこで、「本物の出会い 栃木」のコンセプトのもと、今後もオール栃木によるホスピタリティの醸成と体制確立、国内外での継続的なプロモーションの展開と検証などにより、着実に観光客入込数の増加が図られるよう努めること。</p> <p>またオープンから4年目を迎えた「とちまるショップ」の市町調査結果が示されたが、立地やスペースなど物理的課題が多い。今後、売り上げ・集客と情報発信それぞれの機能の両立を図るためにも、県内市町の意見集約はもちろんのこと、他県の成功事例の調査・研究などを速やかに行い、必ずしも現店舗に固執しない、移転や新設・増設も視野に入れた検討に早急に着手すること。</p>	<p>平成28年度を初年度とする「とちぎ観光立県戦略（仮称）」に基づき、市町等が行う観光事業者等向け研修会の開催支援などによりホスピタリティの向上を図るとともに、JR東日本の重点販売地域の指定に伴う観光キャンペーンや国際旅行博への出展など、国内外に向け、戦略的な誘客プロモーションを積極的に展開し、更なる観光誘客を図っていく。</p> <p>また、「とちまるショップ」については、その運営状況や市町へのアンケート調査の結果、他県の取組状況等を踏まえながら、更なる県産品の振興や本県への誘客促進につながるよう、共同設置者である市町とともに具体的な検討を進めていく。</p> <p>○大型観光誘客プロモーション事業費 79,781</p>

(単位：千円)

要 望 事 項	回 答
	<p>○海外誘客プロモーション事業費 42,302</p> <p>○とちぎ版DMO形成促進事業費 5,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>22 新しい栃木の農業戦略について</p> <p>本県農業の特徴は、豊かな田園と農村風景が数々残る中、米麦、園芸、酪農畜産等全ての分野における農業団体と農家との連携した経営による力強い農業を実践している。「進化する農業とちぎ」を実現するために、精力的に取り組んでいることに敬意を表す。本県における「強い農業」を更に持続していくためには、本県の魅力ある農村を守り、本県の適地適作による多種多彩な農産物の作付け並びに農業環境を継続するために必要なソフト・ハードの取り組みを引き続き強力に推進しなければならない。国の農政政策は、依然、大規模集約化や法人化等を意識し、農地中間管理機構を基軸に取り組みを進める計画であるが、本県の農山村地域の実情を勘案し、こうした地域が荒廃しないような永続的な取り組みを講じなければならない。</p> <p>したがって、中山間地域の対策を強化し、各地で栽培されている農作物に対する支援を講じること。</p> <p>さらに、とちぎの農産物のブランド力向上、そして、園芸作物の強化は、農業経済の活性化にも大きく寄与し、大変重要であることから、引き続き、当該農産物の生産拡大及び品質向上対策、収量アップ対策並びに、農商工連携も含めた6次産業化の推進、ブランド農産物の積極的な輸出のための販路開拓を進め、名実共に「進化する農業とちぎ」を確立するための予算や施策を実施・拡充されたい。</p>	<p>中山間地域については、農業生産活動が継続的に行われるよう、引き続き、中山間地域等直接支払制度の円滑な実施とともに、地域特産物づくりを支援していく。</p> <p>園芸生産の振興については、主力品目であるいちご、トマトの競争力強化に加え、新たな主力品目として、にら、なし、アスパラガスの生産拡大を図っていく。</p> <p>また、農産物のブランド力向上については、リーディングブランドである「スカイベリー」、「とちぎ和牛」、「なすひかり」を中心に、品質向上対策や販路拡大・PRなどを総合的に取り組んでいくとともに、農産物の輸出についても、経済発展が進む東南アジアを中心に販路拡大を図っていく。</p> <p>さらに、農業の6次産業化について、新商品づくりのための技術の習得や加工施設・機械の整備、販路開拓等を支援していく。</p> <p>○日本型直接支払事業費（一部公共） 2,034,380</p> <p>○とちぎの園芸活力創造総合推進事業費 656,470</p>

(単位：千円)

要 望 事 項	回 答
	<p>○とちぎ農産物ブランド力向上対策関連事業費（一部再掲） 103,149 (31,381) (一部平成27年度2月補正対応)</p> <p>○意欲ある新規就農者の確保育成事業費（一部再掲） 37,629 (2,158)</p>

(単位：千円)

要 望 事 項	回 答
	<p>○新規就農総合支援事業費 790,679</p> <p>○フードバレーとちぎ6次産業化推進事業費 113,253</p>

要 望 事 項	回 答
<p>23 TPP大筋合意に伴う本県農業への影響とその対策について</p> <p>TPPについては、昨年未までに大筋合意となったが、その詳細については未公表であり、本県農業への影響額も県議会には報告されていない。こうした状況の中、国においては、TPP対策のための補正予算が編成されたが、果たしてその予算執行により、本県のTPPにおける影響を回避できるかは定かでない。少なくとも県内の各種農家は、さまざまな不安を抱えている状況であり、耕作意欲の減退や農業後継者の確保等、長期的な影響も含めて冷静かつ慎重に影響を調査し、本県ならではの対応策を講じる必要があると考える。</p> <p>したがって、国の補正予算の本県における効果も含め、TPP対策について、早期に方針を決定するとともに、その対策に必要な予算や施策を講じること。</p>	<p>輸入農産物による本県農業への影響が最小限になるよう、農業の競争力強化に向けた体質強化対策や輸出拡大などに積極的に取り組むことが重要であることから、現在策定中の次期農業振興計画では、「新たな園芸生産の戦略的拡大」や「農産物のブランド力強化と輸出促進」等に重点的に取り組むこととしている。</p> <p>平成28年度からスタートする、この計画を着実に推進し、本県農業を力強い成長産業へと発展させていく。</p> <p>○競争力強化生産総合対策費（一部再掲） 1,167,422 (393,422)</p> <p>○畜産競争力強化対策事業費 762,075</p>

要 望 事 項	回 答
<p>24 米価下落対策と国の農政改革を踏まえた対応について</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、本県にも農地中間管理機構が新設され、今後、地域の担い手に対する農地集積・集約化が図られることとなった。この施策と並行して主食用米の消費減少への対応が求められ、飼料用米等を導入することにより、地域における水田農業の新たな仕組みづくりが進められることとなった。</p> <p>しかしながら、本県においては、このところの米価の大幅下落による担い手の借り受け返却の動きや、作付け意欲の減退等による現場段階での問題も発生しており、10年間集約した農地を作付けする仕組みに照らし合わせた場合、市町段階では人・農地プランに計画された農地集約がままならない状況もあり、農地の出し手や受け手の対応も含めて困難を極めている実態が浮き彫りとなっている。</p> <p>したがって、県段階での米価下落への対策を強化するとともに、本県の水田活用に支障をきたさない抜本的な対策を講じられたい。特に、土地改良事業により、優良農地化が進んでいる地域においては、こうした農地が耕作放棄地にならないような対応を求めたい。</p> <p>国においては、さまざまな農政改革が進められているが、農業県である本県がこうした課題を有する立場から、農地中間管理機構を利用した農地集約化における手続きの簡素化、米価下落における現場段階で発生している課題等を踏まえ、国に必要な対策を講じるよう積極的に働きかけられたい。</p>	<p>意欲のある農業者が将来にわたり安心して水田農業に取り組めるよう、国と十分協議しながら、麦、大豆及び園芸作物の産地づくりや収入減少影響緩和対策への加入促進などの経営所得安定対策を推進していく。</p> <p>また、国助成金が拡充された飼料用米の生産拡大を図るため、主食用米から飼料用米への転換に必要な施設・機械の整備等を支援していく。</p> <p>さらに、県農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、遊休農地の解消に向けて県単補助制度を創設することとした。</p> <p>○水田農業構造改革推進事業費 39,709</p> <p>○農地中間管理機構対策費 385,521</p> <p>○遊休農地対策事業費 12,470</p>

要 望 事 項	回 答
<p>25 社会資本整備の推進について</p> <p>昨年9月の関東・東北豪雨は、本県にも極めて大きな爪痕を残した。今回の被害状況から明らかになった様々な課題のほか、例えば原形復旧よりさらに踏み込んだ改良復旧等の必要性など、いち早く新たな教訓として整理し、今後の防災・減災対策に、これまで以上に積極的に、かつスピーディーに反映させなければならない。もちろん県民の安全・安心な暮らしの確保や更なる産業の活性化を推進するためにも、従来通り計画的に道路や河川等の社会資本を着実に整備していく必要がある。</p> <p>そこで、被災箇所や近年多発する自然災害による危険箇所への緊急的な防災対策をはじめ、引き続き中長期的視野をもって減災ネットワーク道路や避難所周辺道路の整備・保全、さらには河川の浚渫、また堤防や樋門・排水機場の適切な整備・維持管理など、必要な防災・減災対策に取り組み、同時に整備推進のための着実なストック確保を計画的に図ること。なお、防災・減災対策の実施に当たっては、農地・農業用施設や山林野など他の公共工事とも十分な連携を図ること。</p> <p>併せて、社会資本の維持管理に必要な維持管理費の確保に引き続き努めるとともに、財政負担の縮減・平準化を図るためにも策定済みの各長寿命化修繕計画の着実な実施に取り組むこと。</p>	<p>道路・河川等の社会資本は、県民の安全・安心な暮らしや活力ある経済活動のための重要な基盤であることから、今後とも着実に整備を推進していく。</p> <p>また、災害の発生を未然に防ぐための落石防止対策や河川堤防整備、急傾斜地対策等の防災対策のほか、災害発生時に被害を低減するための減災ネットワーク道路や避難所周辺道路の整備・保全、河川の堆積土除去等の減災対策についても、他の公共工事と調整・連携を図りながら、着実に取り組んでいく。</p> <p>さらに、社会資本整備を計画的に進めるためには、一定量の調査ストック等が不可欠であることから、必要な事業調査費を確保していく。</p> <p>社会資本の維持管理については、必要な維持管理費の確保に努め、既に長寿命化修繕計画を策定した施設については、計画に基づき、着実な修繕・更新に努めていく。</p> <p>○公共事業費（補助）（県土整備部） 38,781,977</p> <p>○県単公共事業費（県土整備部） 9,058,083</p> <p>○緊急防災・減災対策事業費 1,500,000</p> <p>○公共事業関連調査費（県土整備部） 200,000</p> <p>○流域下水道建設事業費（特別会計） 1,377,753</p>

要 望 事 項	回 答
<p>26 LRT整備に対する対応について</p> <p>宇都宮市と芳賀町が進めている「LRT整備事業」については、現在、都市計画決定の手続きや軌道運送高度化実施計画の国への認定申請に伴う県との事前協議が進められ、手続き上必要な県議会の議決が迫っている状況にある。</p> <p>これまでの本事業に対する我が会派の見解は、県民・市民合意の得られていない本事業の妥当性や採算性等の懸念を指摘するとともに、大型公共事業である本事業が将来赤字にならないかなどの疑問がある以上、賛成できないとの姿勢を貫いてきた。</p> <p>昨年の県議会における会派代表質問では、県民・市民合意の得られていない本事業に対しては、県は整備費や出資金を支出すべきでないことを求めてきた。本県の今後の大型公共事業、例えば総合スポーツゾーン整備についても、現時点で概算600億円に事業費が膨れ上がっている現状にあり、地域医療再生の諸事業も各地域の命や健康を守る重要な施策として推し進めなければならない。まさに、財政健全化を視野に入れた「選択と集中」が求められている。</p> <p>したがって、LRT整備事業については、県民・市民合意をきちんと得る手続きを宇都宮市や芳賀町に行うよう強く求めるとともに、本事業に関して県議会に対し明確な説明がないままにおいて、整備費や出資金の支出に対する意思決定や軌道運送高度化実施計画の手続きを進めることのないよう慎重な対応をすること。併せて、本県の地域公共交通の将来ビジョンを明確にし、県民合意を得ること。</p>	<p>宇都宮市と芳賀町では、LRTを含めた面的な公共交通ネットワークの整備について、これまで地元関係者をはじめ市民・町民などへの説明会等を実施しており、今後とも、住民理解の促進を図るための取組を進めていくと聞いている。</p> <p>引き続き、県民や県議会の理解を得ながら、県としての支援のあり方について検討していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>27 とちぎ教育振興ビジョンを踏まえた本県独自の少人数学級の推進について</p> <p>本県では、とちぎ教育振興ビジョンにも掲げているとおり、少人数学級を推進し学校の指導力強化を図っている。しかしながら、国の財政制度等審議会の答申の中で、小学校第1学年の学級編制基準を40人学級に差し戻す動きもあり、2015年度の予算では据え置きしたものの、国庫負担分について予断を許さない状況があり、県議会では一昨年12月に、小学校第1学年35人以下学級堅持と、少人数学級のさらなる拡大の意見書を全会一致で議決している。今後も引き続き、教育委員会としても、国に対して小学校第3学年から第6学年について35人学級の実現に向け強く要望すること。</p> <p>また、本年度より小学校第3学年において1学級当たりの児童数が急増する学級がある学校に非常勤講師を配置する本県独自の事業も行っている。</p> <p>一方、小学校第3学年においては、約60名の教員、3億円程度の予算措置で35人以下学級が実現できるのではないかと推測される。他県に先駆けて小学校第3学年以降においても本県独自の35人以下学級の実現を図ること。</p>	<p>国に対しては、小学校第1・2学年における35人以下学級の維持及び小学校第3学年以降における35人以下学級の実現について、引き続き要望していく。</p> <p>平成28年度は、小学校第3学年で児童数が急増する学級に配置している非常勤講師について、30名の増員を図ったところであり、小学校第3学年以降における35人以下学級の実施については、国の動向も注視しながら引き続き検討していく。</p> <p>○学校指導力強化対策事業費 2,293,162</p>

要 望 事 項	回 答
<p>28 ネットトラブル対策事業の充実について</p> <p>本県では、ネットトラブルから生徒を守るため、ネットパトロール等の対策に取り組むとともに、中学生を対象としたネットいじめ防止研修会を実施しているが、ネットパトロール事業については、県立学校に対する対策のみの予算であるとともに、市町の対策については、すべての市町で予算措置がされている実情がなく、結果、ネットパトロール事業を県内すべての学校現場で実施できている実態にはない。さらにはネットパトロール事業では、ツイッターやフェイスブックなど一般に公開されているものしかチェックできず、ラインなどはパトロールできないことから、ネットトラブルを防ぐためには、ネットいじめ防止研修会が有効と考えられる。しかし、中学生を対象としたネットいじめ防止研修会は各学校3年に1回しか実施されておらず、日々進むネット環境に対応できていないことから、県内163校、すべての学校で年1回は研修会を実施できるように拡充されたい。また、生徒に対してだけでなく保護者も含めた啓発強化を今後必要に応じて充実されたい。</p>	<p>児童生徒をネットトラブルから守るため、県立学校を対象とするネットパトロールを実施するとともに、各学校からの要請に応じ専門性の高い講師を派遣するネットいじめ防止研修会を実施している。</p> <p>今後は、ネットパトロールで発見された事例を参考に指導資料集を作成し、全ての公立学校に配付するなど、市町教育委員会とも連携し、各学校における指導の充実を図っていく。</p> <p>また、研修会については、来年度が事業開始から3年目となることから、その効果等を検証し、情報社会に主体的に対応していく力の育成や保護者への啓発などの観点から、そのあり方を検討していく。</p> <p>○学校生活適応支援事業費（再掲） (262,182)</p>

要 望 事 項	回 答
<p>29 本県の魅力ある教育の充実について</p> <p>県教育委員会は県立高等学校再編計画に基づき、2005年度から2014年度までの10年間にわたり、「魅力と活力ある県立高校づくり」を目指し、様々な施策を推進してきた。とりわけ、中学校と高校を接続し、6年間の計画的・継続的な教育を行う中高一貫教育校が設置された地域については、中等教育の多様化が図られ、児童・生徒や保護者の学校選択肢の拡充につながったことはもとより、高校卒業後の進路では難関大学への進学者を多数輩出するなど、確かな学力の定着といった面でも大きく評価できる。しかし、民間委員を含めた「県立高校再編に関する検討会議」が2014年度末に出した検証報告書では、中高一貫教育校が設置されていない市町からは、県立中学校への出願者が少なく、地域によっては十分な選択肢となっていないことが指摘されている。さらには「県立高校再編に関する検討会議」が今年度末に提出する提言の素案の中にも同様の文言が記載されている。今後は、中高一貫教育校の整備を積極的に推進すること。</p> <p>また、中高一貫教育校以外にも総合学科高校、科学技術高校、総合産業高校、総合選択制高校、フレックス・ハイスクールなど特色を持つ学校整備を行ってきた。今後は日光明峰高校への観光科、福祉科設置にも全力で取り組み、魅力と活力ある県立高校の拡充を図ること。</p>	<p>中高一貫教育校については、県立高校再編計画に基づき、県央、県南、県北と地域バランスを考慮し、設置したところである。</p> <p>現在、県立高校再編に関する検討会議において、今後の望ましい県立高校のあり方を検討しており、今後提出される提言等を踏まえ、学校の特色化や新しいタイプの学校の設置なども含め、地域の実情を勘案した魅力ある県立高校づくりの方策について検討していく。</p> <p>○高校生学力向上総合支援事業費 33,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>30 主権者教育と投票参加への取り組みについて</p> <p>公職選挙法改正による選挙権年齢の引下げに伴い18歳以上からの投票参加が果たされる本年は、参議院選挙や県知事選挙など県内でも多くの各種選挙が予定され、新たな有権者となる若者への啓発が急務である。中でも学校における「主権者教育」への取り組みが重要であり、公正・公平な立場のもと「民主主義」や「投票の意義」、「議会と行政のあり方」について、教科指導だけでなく、学校の教育活動全体を通じた指導に努められたい。</p> <p>例えば選挙公報や学校への出前授業の活用、生徒会活動での模擬選挙、ワークショップ等の開催などの取り組みを推進すること。</p> <p>また、投票機会の拡大のため、市町と協議・連携を図り、高校への投票所の設置や期日前投票の実施に取り組まれたい。</p>	<p>選挙権年齢の引下げに伴い、高校生の政治的教養の育成や選挙制度の理解促進が一層求められていることから、これまでの教科等での学習に加え、選挙管理委員会等と連携し、国が作成した副教材も活用しながら、主権者として必要な資質の育成を図っていく。</p> <p>また、小・中・高それぞれの段階において、地域や国の課題について自ら考える学習を通して、児童生徒が主体的に社会に参画しようとする意欲や態度の育成にも努めていく。</p> <p>高校への投票所の設置等については、市町の選挙管理委員会が地域の状況を勘案し決定するものであり、市町からの相談には、県選挙管理委員会において適切に対応していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>31 交通事故抑止対策について</p> <p>昨年の交通事故発生件数については、6,327件（前年比▲86件）、死者数98人（前年比▲4人）、負傷者数7,873人（前年比▲154人）と前年より減少しているが、高齢者の交通事故は2,157件（前年比+168件）、死者数60人（前年比+16人）と一昨年より増加している。今後も、高齢者の交通事故抑止対策や悪質・危険な運転者に対する指導取締りを強化すること。</p> <p>また、交通安全施設の新設・更新について、信号機の制御機の更新基準は設置後19年となっている。19年以上経過した制御機は全国に約4万基あり、老朽化率は約20%に上る。本県にも19年以上経過した更新ストックが約500基あると聞いている。</p> <p>信号機が故障すると道路交通上の危険性が高まるので早期更新を行うとともに、高輝度標識・表示などは交通事故抑止に効果があることから、今後とも交通安全施設の新設・更新の予算確保、事業執行に万全を期すこと。</p>	<p>平成27年中の本県における交通事故発生状況は、発生件数死者数、負傷者数とも、前年に比べて減少している。</p> <p>しかしながら、高齢者が関係する交通事故は、発生件数が前年より増加するとともに、全死者数に占める割合は61.2%と過去最も高くなっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、高齢者世帯への訪問指導活動や参加・体験型交通安全教育により、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、悪質性・危険性の高い交通違反に対する交通指導取締りを推進していく。</p> <p>また、安全で安心な交通環境の整備を図るため、老朽化した信号機や道路標識・標示については計画的な更新整備を進めるとともに、交通事故抑止効果の高い高輝度道路標識・標示の新設・更新整備に取り組んでいく。</p> <p>○交通安全施設整備費 1,742,107</p>

要 望 事 項	回 答
<p>32 特殊詐欺対策について</p> <p>昨年の特種詐欺被害件数は226件（前年比▲31件）、被害額で約7億4,200万円（前年比▲4億2,000万円）、と減少し、一方、検挙件数は133件（前年比+18件）で、検挙人員は72名（前年比+17名）と増加した。しかしながら、依然として特殊詐欺の被害は高水準で推移しており、悪質な特殊詐欺から高齢者等を守るためには、県警察はもとより関係部局や市町、関係機関や団体との連携を図りながら、広報等の啓発活動を強化するとともに、より実効性のある対策を積極的に講じられたい。また、本年度より始まった250台の特種詐欺撃退機器貸出事業による機器の貸出は、1月13日現在247台であり、撃退機器の効果があることから、必要に応じて台数を増やすなど更なる拡充を図られたい。</p>	<p>昨年の特種詐欺被害者のうち、65歳以上の高齢者の占める割合は約75%と、依然として高い状況が続いている。</p> <p>引き続きコールセンター事業を実施するとともに、金融機関等との連携を強化するなど、社会全体で特殊詐欺に対する抵抗力を高め、被害の防止に努めていく。</p> <p>なお、250台の特種詐欺撃退機器は、平成28年度には新たな希望者に貸し出すとともに、今年度の効果について検証結果を広報して、撃退機器が広く普及するよう働きかけを行っていく。</p> <p>○特種詐欺対策費 56,055</p>